

「特定生殖補助医療に関する法案」制定に向けた

要望書



特定非営利活動法人 卵子提供登録支援団体

NPO法人 OD-NET

代表・理事長 岸本佐智子

副理事長 藤田敬之助

理事 久米公恵

理事 高橋克彦

理事 塩谷雅英

理事・マッチング委員長 荒木晃子

監事 芦田一志

平成 26 年 4 月 11 日

自民党政務調査会 生殖補助医療に関するプロジェクトチーム

座長 古川俊治 参議院議員 様

特定非営利活動法人 卵子提供登録支援団体 (OD-NET)

理事長 岸本佐智子

謹啓、初春の頃、時下ますますご清祥のことと存じ上げます。

この度、自民党有志議員で結成された上記プロジェクトチームにて、我々が待ち望んでおりました「第三者提供型生殖補助医療に関する法案」の成立に向けご尽力いただいておりますことに、無償卵子提供ドナーの支援活動を担う NPO 法人 OD-NET 一同こころより感謝申し上げます。代表の岸本からもターナーの娘を持つ母親として、国内外のターナー当事者とその家族と共に、本法案の成立を長年願い続けて参りましたことを申し添えさせていただきます。御礼申し上げます。

当 NPO 法人 OD-NET は、無償で卵子提供を希望するドナー女性（35 歳以下、既に子のいる成人女性、パートナーの同意有り）を募り、手続き・登録後にマッチング会議を経て、女性パートナーが（生まれつき卵子のないターナー症候群や POF 等の要因のため）自己卵子で妊娠が望めないレスピエント夫婦へ卵子提供ドナーとしてご紹介する支援団体です。2013 年 1 月の設立当初から 2014 年 3 月末までのドナー応募数は 220 名超、精査及び審査を経た登録ドナー数は 23 名を超えました。また、現在までに 13 組のレスピエントとドナーのマッチングが終了し、内 12 組が提携生殖医療施設にて卵子提供治療に至る手続きが進行中です。実践活動では日々、子を産み育て愛しむ喜びを心待ちにしておられるレスピエントカップルと、そこに貢献できることを喜びとするドナーカップルの願いに応えるべく、各メンバーの知見を集結し、新たな家族形成支援の構築に向け試行を重ねております。発足から一年余りの期間ではございますが、支援するなかで我々に届いたドナーやレスピエントの声からは、第三者提供型生殖医療に関わる様々な課題も浮上して参りました。

以下に、本法案の成立を祈念し支持する立場から、拝見いたしました三つの「特定生殖補助医療に関する法律骨子たたき台案」に関して OD-NET 理事会で討議し意見をまとめましたので要望書として提出させていただきます。尚、本書面には、実際に「卵子を提供する当事者」と「提供を受ける当事者」たちの声を反映させていただきました。

何卒ご拝読ご検討の程よろしくお願い申し上げます。

記

一. 「情報管理機関の設置」に付記する事項

情報管理機関は、同意書や医療情報のみならず、第三者提供型生殖補助医療で生まれた子どもが、将来自身の遺伝的ルーツの確認のため、もしくは事故や疾患等で医学的な遺伝情報が必要となった場合の、ドナー、レシピエント情報管理を前提に設置されるべきと考えます。そのためにも、情報管理は全国統一機関でなされるべきと考え、記述内容にその旨を付記して頂きますようお願い申し上げます。

一. 卵子提供ドナーの医療保障について

第三者提供型生殖補助医療のうち、特に卵子提供による生殖補助医療に関しては、無償卵子提供（ボランティア）ドナー女性への医療行為の際、身体的リスクがあることが容易に想定できます。そのため、卵子提供ドナーへの医療保障は必須と考えます。将来に亘る恒久的なドナー確保のためにも、何卒ご検討の程よろしくようお願い申し上げます。

一. 指示系統に関して

配偶子提供による生殖補助医療に関しては、「分娩者＝母」ルール及び、出産した女性と婚姻関係にあるパートナーを父とした親子関係を築くために、第三者提供型生殖補助医療に関する指示及び命令系統を厚生労働大臣下に一元化していただきたくお願い申し上げます。

近年、現行の民法が第三者提供型生殖補助医療によって子どもが産まれることを前提に制定されていないこともあり、既に産まれた子どもの親子関係や家族関係に問題が発生し、子どもの不利益となった事実が確認されました。実際に、我々が支援するドナーやレシピエントからも、同様の心配や不安の声が頻繁に届いております。この現状が、医療者のみならず当事者間に混乱を招いていることも事実です。しかし反面、このような状況の中にあっても、卵子提供を受け子どもを産み親になりたいと願う当事者カップルと、卵子を提供しレシピエントの家族形成に貢献したいと希望するドナー希望者は、現在も後を絶ちません。我々は、海外にも例をみないこのような国内状況に対して、特定生殖補助医療に関する国内法の制定と、そこに産まれる子どもの親子関係に関する民法（親子法）の制定は必須であると常々話し合ってきました。以上を鑑み、さらには、レシピエントとドナー双方の家族に望まれ、近い将来産まれるであろう子どもたちの幸福のためにも、上にあげた3つの要望をご検証いただきますよう重ねてお願い申し上げます。なお、本法案成立のあかつきには、国内当事者家族の幸福のための法律となるべく、引き続きそのための法整備を慎重にご検討いただきますことを OD-NET 一同祈念し、本要望書を提出させていただきます。

敬具